

予算が要らない、最大に評価される三本目の矢 —

- 他国と比べてとても遅いペースでしか進まない日本のコーポレート・ガバナンス改革は、内外から常に問題視され、象徴的な課題になっている。
- TSEは歴史上発行体企業（上場企業）を顧客と見てきたから、業界の要求に弱い。金融庁からの明確かつ具体的な指示がない限り、TSEが独自に抜本的で十分インパクトをもたらすような改革を実行するのは事実上無理である。金融庁には、政治家のリーダーシップ（政治主導）が必要である。
- 「社外取締役導入義務付け・問題は、「従え、さもなければ説明せよ(comply or explain)」という形で解決した。このようにソフト・ローによる解決が示されたことは、コーポレート・ガバナンス・コードの策定に向けて、大きなはずみとなる。今正に、コーポレート・ガバナンス・コードの策定に向けて機は熟したと言える。
- 現状、ほとんどの先進国では、「コーポレート・ガバナンス・コード」が策定されている。企業は、投資家に対して、自社がどのような点でコーポレート・ガバナンス・コードにっていないのかを開示するとともに、なぜ従っていないのかを説明する義務がある。
- このような開示は、投資家が対象企業のコーポレート・ガバナンスの体制とコミットメントを判断する有益な指針となるし、コーポレート・ガバナンス・コードに従っていない理由を説明することで、投資家と企業との深い対話・意見交換が可能になる。
- 効果的な「三本目の矢」とするためには、コーポレート・ガバナンス・コードの策定は迅速に行わなければならない。幸いに、法制審議会や金融審議会を開催し、各界の意見を聞くといったプロセスは不要である。
- 具体的な方法であるが、金融庁の指導・後ろ盾のもとでTSEが主導して策定するのが現実的であり、かつ最も質の良いコーポレート・ガバナンス・コードが期待できるように思う。それを促すような立法を検討して頂きたい。現状の金融庁設置法では、金融庁は金融商品取引所を検査・監督することができるが、これに加えて、金融商品取引所に対してコーポレート・ガバナンス・コードの策定を促し指導する権限(場合によっては、金融商品取引所によって策定されたコーポレート・ガバナンス・コードを金融庁が承認する権限)を明文化して頂きたい。例えば、金融庁の所掌事務が列挙された金融庁設置法第4条に下記のような規定を追加するだけでも、金融庁に具体的な行動を起こさせるのに十分かもしれない。

記

金融商品取引所において有価証券を発行している企業における内部統制の基準の設定その他の有価証券の投資者の保護及び権利の充実化に資する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。